

第2章 介護保険制度の円滑な運営

1 現状と課題

本市の介護保険サービスの基盤整備は、民間参入により着実に進められてきました。また、介護相談員派遣事業など、サービスの質の向上にも取り組んできました。実態調査によると、利用者の介護サービスに対する満足度は、全般的には「満足している」が「満足していない」を上回っていますが、「訪問介護」や「通所介護」、「福祉用具の貸与」などサービスの質に不満を持っている人が増加しています。(図2-1、図2-2) 要介護認定については、これまで、認定調査員や介護認定審査員の研修などに努めてきたことなどから、7割の方が要介護認定に納得している結果が示されています。(図2-3)

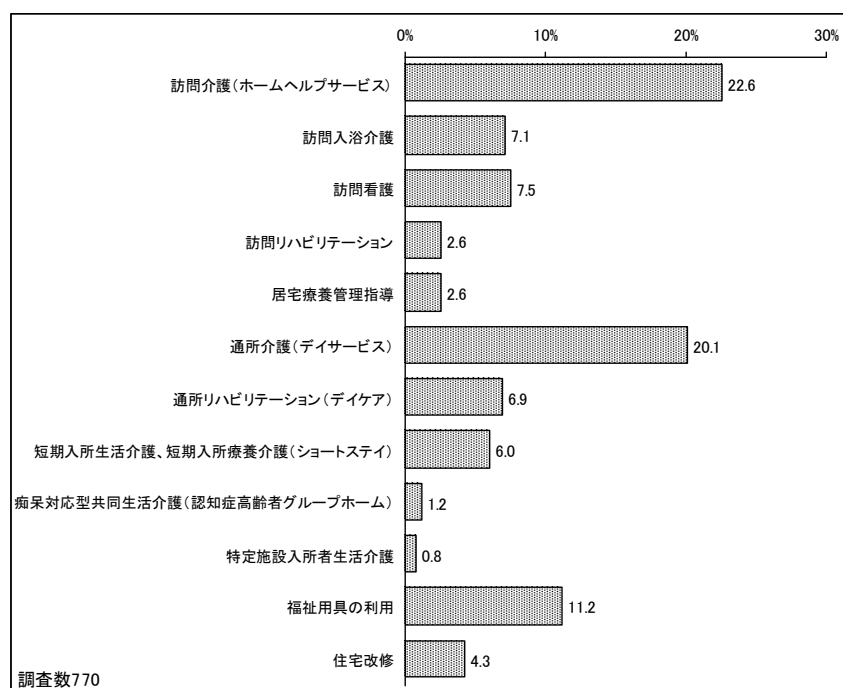
また、パンフレット、市政だより、事業者ガイドブックなどサービス利用者・市民への広報や、指定居宅サービス事業者等連絡会議などを通じた事業者への情報提供にも努めてきました。

一方、保険給付においては、一部事業者の不正請求の事例などが発生し、介護給付の適正化が求められています。

今後とも、サービスの質の確保・向上を図り、給付の適正化を図るため、事業者指導の更なる充実や、利用者や事業者への適切な情報提供を実施していく必要があります。また、新予防給付対象者の審査など新たな判定事務も含め、要介護認定事務を一層適正に行っていく必要があります。

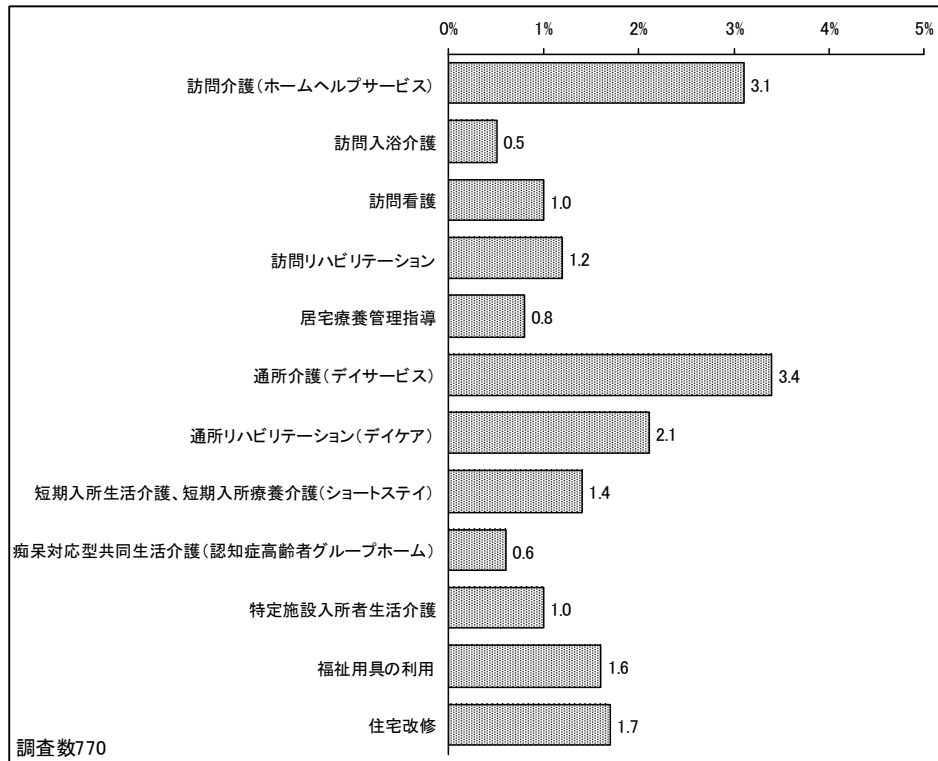
さらには、制度改正の周知を徹底するため、市民にわかりやすい広報を行う必要があります。

図 2-1 介護保険サービスに満足している人の割合(要援護高齢者Q14)



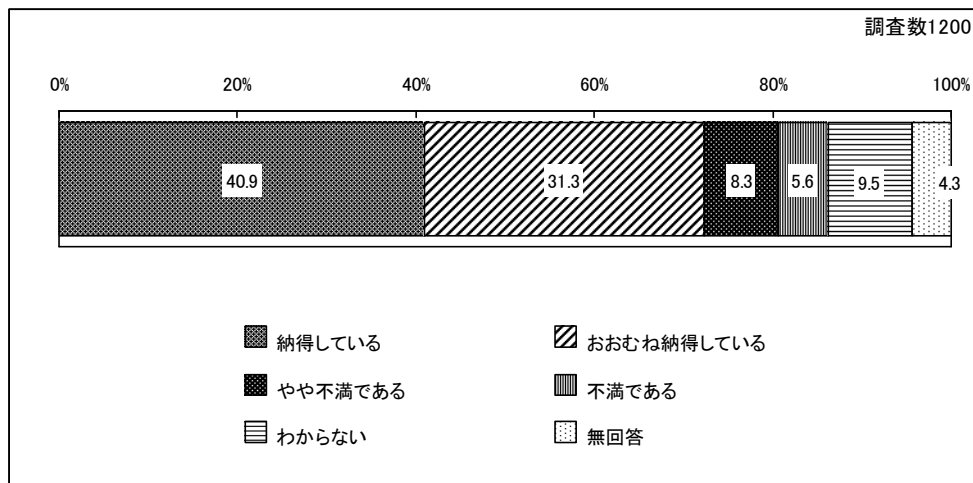
出典:「千葉県高齢者保健福祉推進計画・介護保険事業計画策定実態調査(要援護高齢者調査)平成16年度」

図 2-2 介護保険サービスに満足していない人の割合(要援護高齢者Q14)



出典:「千葉市高齢者保健福祉推進計画・介護保険事業計画策定実態調査(要援護高齢者調査)平成16年度」

図 2-3 介護度への納得度(要援護高齢者Q10)



出典:「千葉市高齢者保健福祉推進計画・介護保険事業計画策定実態調査(要援護高齢者調査)平成16年度」

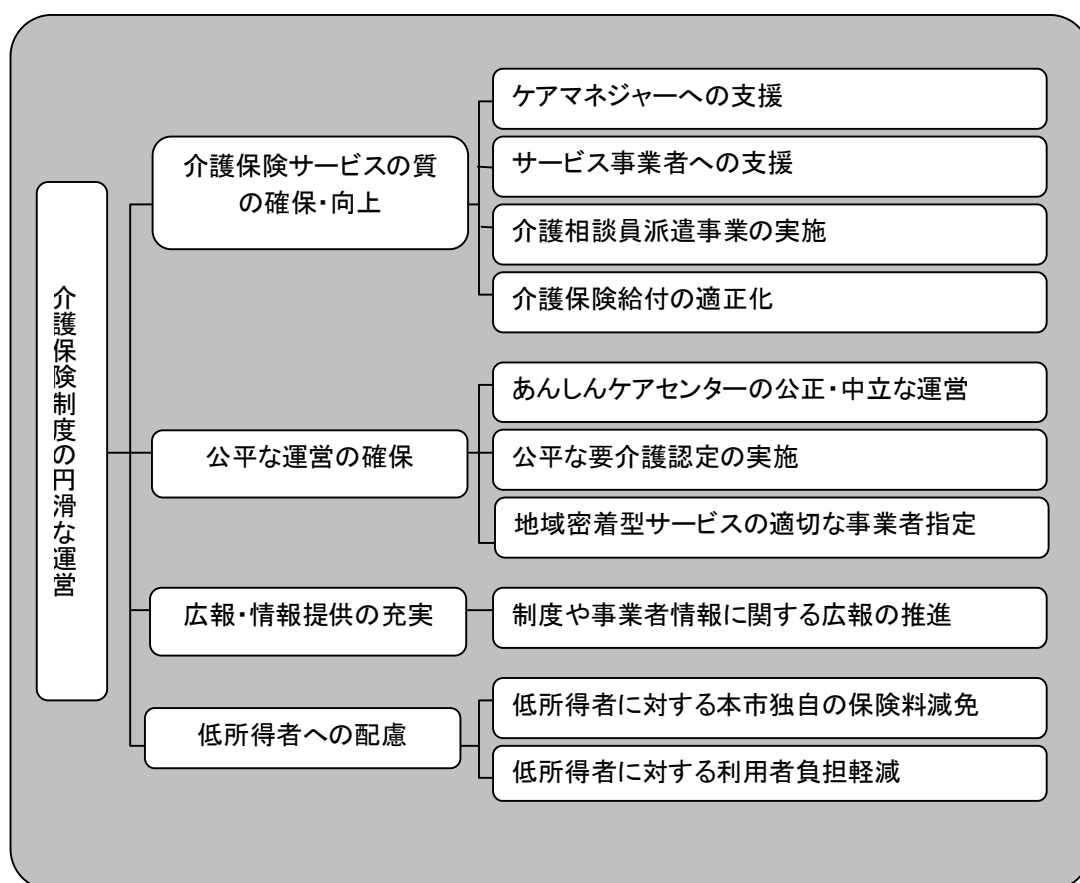
2 施策の方向性

介護相談員の派遣や事業者連絡会議の開催などを通じた、事業者への情報提供・指導を行うとともに、介護給付費通知や事業者への実地指導により介護保険給付の適正化に努めるなど、サービスの質の確保への取り組みを強化します。

また、引き続き、適正な要介護認定に努めるほか、新予防給付については、介護予防事業との密接な連携を図りながら、あんしんケアセンターによる適切なケアマネジメントを実施します。

さらに、制度改正や低所得者対策など、介護保険制度の周知を図るため、市民へのわかりやすい広報を行ないます。

3 主要施策



①介護保険サービスの質の確保・向上

ケアマネジャーやサービス事業者への支援、介護相談員派遣事業の実施により、サービスの質の確保・向上を目指します。併せて、事業者実地指導等により保険給付の適正化に取り組めます。

番号	事業名	内容	所管課
1	ケアマネジャーへの支援	千葉市介護支援専門員協議会と密接に連携し、ケアマネジャーへの情報提供や研修を実施するほか、あんしんケアセンターで、支援困難事例等の相談対応など、ケアマネジャーへの支援を行います。	介護保険課
2	サービス事業者への支援	事業者連絡会議を通じた情報提供やサービス事業者ガイドブックの作成などにより、サービス事業者への支援を行います。	介護保険課
3	介護相談員派遣事業の実施	市が委嘱した介護相談員がサービス事業所を訪問して利用者の相談に応じることにより、その疑問・不安・不満の解消を図るとともに、サービスの質の向上を図る介護相談員派遣事業について、派遣先事業所を増やすなどの拡充に努めます。	介護保険課
4	介護保険給付の適正化	給付の適正化を図るため、引き続き事業者実地指導に取り組むほか、介護給付費通知、居宅介護計画費の点検などを実施します。	介護保険課

②公平な運営の確保

新予防給付の適正なマネジメントを行うため、あんしんケアセンターの公正・中立な運営を確保します。また、引き続き公平な要介護認定を実施するほか、地域密着型サービスについては、適切に事業者指定を行います。

番号	事業名	内容	所管課
1	あんしんケアセンターの公正・中立な運営(新規)	介護保険サービス事業者や被保険者などで構成する「地域包括支援センター運営部会」を設置、運営し、あんしんケアセンターの公平性・中立性を確保するとともに、職員研修の実施や業務マニュアルの整備により、各センターの平準化を図ります。	高齢福祉課
2	公平な要介護認定の実施	認定調査が正確に行われるよう、引き続き調査員の研修を実施するとともに、審査会委員の研修や「審査部会連絡協議会」の開催により、各部会の審査判定の平準化に努め、市民から信頼される要介護認定を行います。	介護保険課
3	地域密着型サービスの適切な事業者指定(新規)	地域密着型サービスについては、必要量を見極め、「地域密着型サービス運営部会」の意見を聞いて、事業者指定を行うほか、適正なサービスが提供されるよう、実地指導などによる指導・監督を行います。	高齢施設課

③広報・情報提供の充実

制度の利用者が高齢であるという特性に配慮し、できる限りわかりやすい広報に努めます。

番号	事業名	内容	所管課
1	制度や事業者情報に関する広報の推進	パンフレット、市政だより、事業者ガイドブック、保険料のしおりなどを市民がわかりやすいように作成し配布するとともに、ホームページ掲載情報の充実を図ります。併せて、地域や団体などを対象に、随時、説明会等を開催するなど広報の充実強化に努めます。 また、認知症対応型共同生活介護の第三者評価の結果や平成18年度から事業者に義務付けられる「介護サービス情報の公表」の内容についても、事業者選択等の参考となるよう、情報提供を行います。	介護保険課

④低所得者への配慮

引き続き、本市独自の保険料減免を実施するほか、施設等における居住費・食費の自己負担化に伴う補足給付や社会福祉法人利用料軽減などの利用者負担軽減対策を適正に適用するなど、低所得者に配慮した施策に努めます。

番号	事業名	内容	所管課
1	低所得者に対する本市独自の保険料減免(再掲)	保険料の「所得段階区分」が第3段階の方で、収入・扶養・資産の状況が一定の要件を満たす場合、申請により保険料を軽減します。	介護保険課
2	低所得者に対する利用者負担軽減	施設等における居住費・食費の自己負担化に伴う補足給付や社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業、災害等の特別な事情による減免など、利用者負担軽減対策を適正に実施します。	介護保険課